

食品寄附等に関する官民協議会（第三回）議事要旨

日時：令和6年12月4日(水)10:00～12:00

場所：中央合同庁舎4号館 第4会議室

及びオンライン

出席者：

(構成員)

荒川 隆	一般財団法人 食品産業センター 理事長
梅津 英明	森・濱田松本法律事務所（ニューヨークオフィス）パートナー
兼澤 真吾	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 政策研究事業本部 持続社会部 副主任研究員
工藤 拓	一般社団法人 日本加工食品卸協会 SDGs分科会座長
滝田 潤	株式会社クリエイターズネクスト CTO (株式会社クリエイターズネクスト 代表取締役 窪田望構成員代理)
桑原 信人	草加商工会議所 青年部会長
小林 富雄	日本女子大学家政学部 教授
増田 充男	日本チェーンストア協会 執行理事 (日本チェーンストア協会 環境委員会委員 小山遊子構成員代理)
芝田 雄司	公益財団法人 日本フードバンク連盟 政策担当
鈴木 志保子	公益社団法人 日本栄養士会 副会長
鈴木 一十三	一般社団法人 日本フランチャイズチェーン協会 環境委員会委員長
袖野 玲子	芝浦工業大学システム理工学部 教授

大熊 拓夢	オイシックス・ラ・大地株式会社 コーポレートコミュニケーション部 部長 (公益社団法人 経済同友会 副代表幹事 高島宏平構成員代理)
古澤 勉	岩手県資源循環推進課 統括課長 (全国知事会 農林商工常任委員会 委員長 達増拓也構成員代理)
正木 義久	一般社団法人 日本経済団体連合会 (一般社団法人 日本経済団体連合会 消費者政策委員会企画部会長 楯美和子構成員代理)
平野 覚治	一般社団法人 全国食支援活動協力会 専務理事
藤田 亘宏	大分県社会福祉協議会 事務局次長 (社会福祉法人 大分県社会福祉協議会 事務局長 藤本哲弘構成員代理)
水野 一正	公益社団法人 日本食品衛生協会 理事
村尾 芳久	一般社団法人 全国スーパーマーケット協会 事務局長
望月 文太	PwC 税理士法人 パートナー
湯浅 誠	認定 NPO 法人 全国こども食堂支援センター・むすびえ 理事長
米本 正明	山口県和木町長 (全国町村会 政務調査会経済農林委員長)
米山 廣明	一般社団法人 全国フードバンク推進協議会 代表理事
渡辺 達朗	一般社団法人 サステイナブルフードチェーン協議会 理事
(政府側)	
消費者庁	井上審議官 食品ロス削減推進室 田中室長

消費者教育推進課 黒田課長

農林水産省

大臣官房（兼消費・安全局） 坂田審議官

大臣官房 新事業・食品産業部 小林部長

環境省

環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課 松崎課長

厚生労働省

健康・生活衛生局 食品監視安全課 森田課長

社会・援護局 地域福祉課 金原課長

こども家庭庁

支援局 宮崎企画官

法務省

民事局付 工藤智

経済産業省

消費・流通政策課 西澤課長補佐

消費・流通政策課 金課長補佐

デジタル庁

参事官 蓮井審議官

※一般社団法人 全国消費者団体連絡会 事務局長 郷野智砂子構成員、一般社団法人 日本フードサービス協会 理事・事務局長 田村清敏構成員、飛騨市長（全国市長会 社会文教委員会 副委員長）都竹淳也構成員は本日欠席。

（五十音順、敬称略）

議事概要：

■ 消費者庁井上審議官 冒頭挨拶

■ 議事(1)「食品寄附等に関するガイドライン案について」

- ・ 事務局から、資料1～3の内容について説明があった。
- ・ 各構成員より、以下の発言があった。
 - (芝田構成員) 賞味期限に関する記載を懸念していたが、「科学的根拠に基づき」という言葉が追記されたという点で、進捗があったと感じている。一方で、今後このガイドラインを使用していくにあたって、根拠となるガイドラインとして他にどのようなものがあるかをお示ししていただきたい。

⇒ (事務局) 賞味期限に関しては、多くの意見をいただいているところである。賞味期限を過ぎた食品であっても、寄附者と話し合うことで提供ができていた事例もあるが、この際、いつまで食べられるのかについては科学的に証明されている情報が提供されている。賞味期限を科学的根拠に基づいて設定することは期限表示のガイドラインにも記載されており、ガイドラインについては見直しを行っているところである。この改訂の内容と合わせて、食品寄附のガイドラインでは「賞味期限が過ぎているものを提供する場合においては、まだ食べられるかどうかの期限の目安が提供元等からの情報に基づき、科学的根拠がある場合に限り、提供されるべきである」というような根拠がある場合に限っている旨の記載にしたいと考えている。

- (芝田構成員) 賞味期限を過ぎた場合は、科学的根拠がない限り提供すべきでないということで理解した。信頼性のある食品支援を行うために、賞味期限を管理できない状況に陥ることがないようにしないといけない。また、小売りや卸については、科学的根拠に関する情報を提供するのには困難だと思い、小売りや卸の構成員に、万が一問い合わせがあった場合に対応できるのかを聞きたい。

⇒ (大熊様) ファシリテーター、フードバンクとしての取り組みをしている中で、様々な企業の状況を把握しているが、芝田構成員の意見にあったとおり、難しい側面もあると思われる。ガイドラインでは賞味期限が切れた食品の寄附に関する事例を紹介し、実運用の中でそれを実践していくほうが現実的である。

序章にこのガイドラインの位置付けが記載された点は良いと思った。それと合わせて、ガイドラインの名称を変更した方が良いと感じた。例えば「信頼を生むための寄附のガイドライン」のようにし、ガイドラインが何のためにあるのかをわかるようにした方が良い。

⇒ (事務局) ガイドラインを使って現場での確認をしていきたいと思っている。賞味期

限が切れた食品の取り扱いについては、Q&A 等を作成することでフォローアップをしていきたく、ガイドラインにおける記載ぶりについても修正を検討したい。ガイドラインの名称について、このガイドラインは寄附に関わる法的な部分も含めた網羅的な内容にしており、信頼性だけに着目しているわけではない部分もあるため、主題についてはこのままとしたいが、副題等を記載することを検討したい。

- （米山構成員）期限切れの食品に関するアメリカの事例として、科学的な根拠は企業ではなく大学等の研究機関でカテゴリーごとに期限の水準を示しており、製品ごとに企業が科学的根拠を示すことは現実的でないと感じた。科学的な根拠を誰が示すのかについては今後議論を深めていってほしい。また、ガイドラインの中で、「受益者の自尊感情が損なわれないように十分配慮した上で、提供されるべきである」というような記載があると良いと感じた。配送費については、現場に即した形で実施するという内容になった旨の説明があったが、21 ページの注釈箇所にある「事前手続きの段階で取り交わした合意書の内容如何では、フードバンク側が寄附者のもとに食品を受取りに行くケースも想定される。」という記載についても、現場に即した形で実施するものかと思い、可能であれば削除していただきたい。

- （渡辺構成員）賞味期限に関する問題については、米山構成員の意見に同感であり、製品ごとにどの時点まで食べられるかを示すのは難しいと思う。製品に責任を持つ団体が、一般論としての水準を示すことが限度かと感じた。また、科学的根拠があれば寄附できるということを逆に捉えられ、科学的根拠がないと一切寄附できないというようなことにならないよう、配慮をしていただきたい。

（事務局）米山構成員からの意見について、21 ページの記載については、削除漏れであるため、削除させていただく。尊厳に関する記載についても追記させていただきたい。米山構成員、渡辺構成員からの意見にあった賞味期限について、例えばアメリカやイギリスでは、缶詰がどれくらいの期限を許容できるかという情報を公的機関が示しているが、日本においてはそのようなことはできていない状況である。一般的な安全係数は 0.7～0.8 程度であり、2～3 割のバッファがあるといえるが、個々の製品についてのバッファは整理されていない。この点について、将来的に可能であれば、特定の品目に限り、示していきたい。なお、国が保有している災害用備蓄食品では、賞味期限は 5 年だが、メーカーに確認したところ安全係数は 0.8 であり、2 割程度のバッファがあることを前提に、期限を延長した上で、フードバンクに提供しているという実例もある。ただし、賛否はあるため強制してやることではないと理解している。ガイドラインにおいては記載ぶり修正を検討し、補完的な情報を追記したい。

- （鈴木一十三構成員）ガイドラインがしっかりと周知されることが重要であり、周知活動については積極的に行っていきたい。一方で、芝田構成員の意見にもあったとお

り、寄附品の一品一品について菌検査等の検品を行うことは難しいと思われ、米山構成員の意見にもあったように賞味期限が切れた場合にどれだけ許容できるかについては目安が必要だと思う。賞味期限が迫っているものを提供しているというイメージはなくしていききたいものの、店頭にできるだけ多くの商品を並べたいという気持ちもあるため、その辺りの兼ね合いが重要かと思う。基本的には消費期限以内の物を提供したいと考えているものの、消費者の理解が得られる方法を関係者が一体となって考える必要があり、国全体の問題であると感じた。

- （正木様）物流コストについて様々な企業にヒアリングをしたところ、冷凍冷蔵品ではリスクを考慮して必ず自分で運んでいるという事例や、地元でお菓子を製造している事業所では、嵩張るため利用者側のこども食堂等に直接取りに来てもらっているという話もあり、当事者間で丁寧にやりとりをしてもらうのが良いと感じた。ガイドラインで配送時に関する記載を削除したことは、良い対応だったと思う。賞味期限については、結局のところ両者の信頼関係が大事であり、受け手側の事情で賞味期限が切れてしまうこともあるとは思いますが、使用には責任を持つことが前提にあるかと思う。ここでも丁寧にコミュニケーションをすることが大事だと考えている。ガイドラインでもそのような書きぶりになっているため、このままとしていただきたい。CSRについてもヒアリングをしたが、寄附は食品ロス削減のためにやっていることの一つであり、開示については難しい部分もあるという意見が多くあった。食品ロス削減に関する取り組みの一環として食品寄附に取り組んでいるという内容であれば良いと思う。また、保険分科会や DX 分科会の結果がガイドライン案に反映されていないと思うが、ガイドラインでは保険加入を促しているため、いずれ検討結果が出ることを追記してはどうか。また、賞味期限のガイドラインができるのであれば、その旨を追記してはどうか。

⇒（事務局）鈴木構成員からの意見について、賞味期限切れの食品は取り扱いが難しいことを理解しているものの、海外の事例ではいつまでに消費するべきかという目安を公的機関が示している事例もあり、消費者庁における消費者からの問い合わせでも、賞味期限を過ぎた場合にいつまで食べられるかという質問を受けることは多く、大きな課題の一つであると感じている。有識者の方々の意見を踏まえながら、海外での事例や国内の製造実態、HACCP 等の管理や賞味期限の設定の仕方等も踏まえ、一定の目安を示していきたい。正木様からの意見にあった保険分科会や DX 分科会の活用については、Q&A 等を設けてガイドラインとの互換性を持たせていきたいと考えている。鈴木構成員と正木様から、賞味期限が切れた食品の取り扱いについては信頼関係で成り立つというご意見をいただき、力強いお言葉をいただいたと感じた。

- （荒川構成員）ガイドラインについては現実的な運用が図られるような良い形にまとまったと感じている。賞味期限切れの食品に関して、製造の立場からすると様々な議

論があり難しい問題であると考えているが、専門家が集まり期限表示について検討する場が別途あるかと思い、そこでも議論を深めていただいた上で、ガイドラインと矛盾することがないようにしてほしい。

- （平野構成員）賞味期限、消費期限についての考え方が緩和されるのであれば、食品衛生監視員の方々に現場を指導されることになると思うが、その方々にも今の議論を正しく理解してもらう必要がある。現場に混乱を防ぐためにも、厚生労働省との連携を進めてほしい。
- （湯浅構成員）こども食堂に関する内容等に関しては、納得できる内容になったかと思い、感謝申し上げる。一方で、82 ページにある(4)原材料受け入れの箇所で、「ア 肉類、魚介類、野菜等の生鮮食品については1回で使い切る量を調理当日に仕入れる」とあるが、野菜についても当日に食べ切らなくてはいけないことには違和感がある。また、「エ 生肉や鮮魚介類などの食材は蓋付きの容器などに入れ、他の食材を汚染しないよう、冷蔵庫の最下段に区別して保管すること。」について、冷蔵庫の最下段と決める必要があるのか。(6) 調理の箇所で、「ア 前日調理は行わないようにすること。また、調理完了後、概ね2時間以内に食べ終わるような運営に努めること。」とあるが、2時間以内に食べ終わることは厳しいと感じた。(7)その他考慮すべき事項の箇所にも、「・調理後の食品は、調理終了後から概ね2時間以内に喫食するように配慮すること。」とあり、2時内に喫食することは難しいと感じた。

⇒（事務局）荒川構成員からの意見については、期限表示のガイドラインとの矛盾がないようにしていきたいと考えている。平野構成員からの意見にあった保健衛生監視員の指導について、ガイドライン策定では、厚生労働省にも意見をいただきながら対応しており、内容については厚生労働省を通じて地方自治体にも伝えていきたいと考えている。湯浅構成員からの意見について、これらの項目は厚生労働省から必要事項にしてほしいという意見をいただいたところあり、必要事項ではあるもののこれらを守らなかったからといって厳しい制約が求められるものではない。(4)「ア」について、野菜は賛否があるかと思うが、生肉や鮮魚介類については当日使いきることを前提に仕入れて欲しいというものである。「エ」については、肉類等ではドリップが出るため、下の物を汚染しないようにという根拠のもと、保健所からの指導にも出ている内容であり、ご理解いただきたい。(6)「ア」、(7)「エ」について、2時間という目安は大量調理施設マニュアル等にも記載があり、食中毒を起こす菌の増殖速度に関連しているものである。一般的に指導されている内容であり、ご理解いただきたい。

⇒（厚生労働省）この箇所の記述自体は、大量調理施設マニュアルによるものであり、こども食堂の記載についてもそれを引用しているものである。実際の対応等については、毎回仕入れるのではなく、仕込むイメージで捉えられることもあるかと思う。生肉

を冷蔵庫の上の方に置かないというのは、ドリップで汚染を防ぐという意味であり、トレイを置きドリップが零れないようにする等、別の方法で対応することは可能だと考えている。記述自体が画一的に扱われる必要はなく、実際の現場でどのように対応していきべきなのかは消費者庁とも考えていきたい。

■ 議事(2)「フードバンクの認証制度について」

- ・ 事務局から、資料4の内容について説明があった。
- ・ 各構成員より、以下の発言があった。
- ・ (芝田構成員) 日本フードバンク連盟でも、設立当初からフードバンク団体に対する民間の認証制度を持っており、このガイドラインに対する認証制度については密にコミュニケーションを取りながら取り組んでいきたいと考えている。ガイドラインの運用が曖昧になると認証制度にも影響してしまうため、先程の議論で出ていた賞味期限の件も含め、ガイドラインに曖昧な部分がないようにしていく必要があると改めて感じた。
- ・ (大熊様) フードバンクが認証制度に取り組むことによるメリットとして、農林水産省が発行しているフードバンクのリストで「見える化」することが重要であると思う。一方で「見せる化」することでフードバンクだけではなく企業側にも働きかけることができると思われる。企業等の食品寄附側にどのようにリストを普及させていくかについても、認証制度と合わせて検討する必要がある。
- ・ (米山構成員) 認証制度の大枠の方向性については賛成であるが、手続きについては議論の余地があると思う。食品企業からは、どの団体に寄付したらいいのかわからないという意見がよく聞かれるが、その際に、認証を受けていれば安心して寄附ができるような認証制度になってほしい。そのために、認証制度の客観的な評価が必要だと思うが、現状では自己申告に留まっており、ガイドラインの内容を確実に担保できているかどうかは、現地を確認し、専門的な判断を行う必要があると感じた。自己申告にプラスして現地確認という客観的な評価があると、認証制度としての価値が高まると感じた。また、来年度から実証実験を行うとのことだが、令和8年から本格的に実施するにあたって初期コストがかかってくるかと思われ、そのコストの負担について検討いただきたい。
- ・ (荒川構成員) ガイドラインに沿って取り組むことが大事であり、実証の方向性及びできるだけ早く制度を立ち上げるという表明については感謝している。企業としては、レピュテーションリスクの低減という観点から、提供したものをきちんと管理してくれるところにお渡ししたいのは当然であり、認証制度を活用していきたいと考えている。芝田構成員、米山構成員の意見にもあったとおり、ガイドラインは曖昧にならないようにする必要がある。

り、また、認証の第三者監査については、企業の立場からしても必要だと感じ、消費者からの理解を得られる制度になってほしいと思っている。認証制度ができるだけ早く制度化されることを期待している。

- ・（梅津構成員）認証制度については、客観性及び信頼性を高めるためにも非常に有用な取り組みであると思う。一方で、認証を受けるにはコストもかかることから、認証を受けることのメリットとデメリットをしっかりと整理し、認証を受けるかどうかの判断ができるようにする必要がある。制度設計に関しては、認証がどの程度チェックされるものなのかを懸念している。認証を受けていても問題が発生してしまったり、実際にはできていなかったりすることは起こり得ると思い、監査という形でしっかりとチェックしていくことを検討する必要があると感じた。継続性の観点から、チェックの頻度についても検討する必要があると感じた。この辺りをしっかりと示さないと認証の意味が曖昧になり、認証を受けたにもかかわらず多く問題が生じるといった事態が起きると、認証制度そのものが崩れてしまうと考えている。また、認証制度がフードバンク事業を始める際の参入障壁にならないかを懸念している。最初から体制を整備することは難しいと思われるが、認証がないために、さらにものが集まらず体制の整備もままならないとなると、フードバンクとしての運営ができなくなってしまう。最初は認証がなくても、セットアップの期間としてきちんと活動していることを評価してもらうことはできないのか。ネガティブなインパクトができてしまわないように、気を付けながら設計する必要があると感じた。

⇒（事務局）認証制度は寄附をする側と寄附を受け取る側の双方からの要望があり、スタートしたものである。芝田構成員から意見について、ガイドラインが曖昧にならないように、法令事項、必要事項として整理をしていた。ガイドラインを再整理して要項を作ることで、より良い体制を作っていきたい。大熊様からの意見について、認証を受けているフードバンクのリスト化は農水省とも連携してやっていきたいと思っており、多くの寄附者にも見てもらえるよう、行政でも対応を行いたいと考えている。また、将来的にはリストをベースレジストリ化し、マッチングできるようにしたいと思っている。米山構成員、荒川構成員からの意見について、第三者認証に関しては、行政側が認証に関与することで、客観性を担保していきたいと考えている。一度トラブルが生じると、梅津構成員の意見にもあったようにガイドラインの信頼性が揺らいでしまうため、しっかりと取り組んでいきたい。参入障壁に関しては、より多くのフードバンクが認証を受けられるような支援を国で行っていきたいと考えている。

- ・（望月構成員）フードバンクが認証を取得することのメリットについて、賃上げによる税制優遇のように、認証を取得した企業や団体に税制上のメリットがあると良いと思った。
- ・（渡辺構成員）登録制度から認証制度にするという流れには賛成しているが、どのような認証制度になるのかを懸念している。厳しい第三者認証制度及びシステムを維持する必要

がある場合には、認証を受ける側で多大なコストを負担することになると思われる。あるいは、第三認証ではなく自己申告をして認証を取得し、何か起きた時には検証するような形もあると思われ、制度として多様な形が考えられる。実証に入る前に、誰がどのように認証するか仕組みについて議論し合意をしておかないと、後で混乱が生じると感じた。

⇒（事務局）望月構成員からの意見について、将来的には認証取得に応じて税制優遇を行う仕組みがあれば良いと考えている。今は任意の制度だが、将来的には法的位置づけのあるものにしていきたく、その際には税制優遇等の検討もあり得る。渡辺構成員からの意見については、まずはガイドラインの適合性をベースに考えていきたく、ある程度は自己申告に近いものにならざるを得ないと思うが、一定の客観性も設けたいと考えている。とはいえ ISO レベルになるとコストもかかるため、そこまでの内容は考えていないが、行政が関与することで客観性と信頼性は確保していきたい。

■ 議事(3)「食品寄附等に関する保険分科会のご報告」

- ・ 事務局から、資料 5 の内容について説明があった。

■ 議事(4)「食品寄附等に関する DX 分科会のご報告」

- ・ 事務局から、資料 6 の内容について説明があった。

■ 議事(5)「モデル事業のご報告」

- ・ 事務局から、資料 7 の内容について説明があった。

■ 今後の予定

- ・ 今後の予定について、事務局より以下の説明があった。
 - 食品寄附ガイドラインについては再度調整を行い、12 月 24 日に食品ロス削減推進会議に報告し、公表していく流れである。
 - 本日の議論については、議事録を作成し、資料等と併せて構成員に確認いただいた上で HP に掲載させていただく予定である。

- 以上